

岩手県告示第 568 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 7 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町大川字平井 29 番 47 地先から字大家 88 番 1 地先まで	新	A 7.5~5.5 m	m 106.9
		B 20.5~7.4	109.5
	旧	A 7.5~5.5	106.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
- (2) 期間 平成 21 年 7 月 3 日から同年 8 月 3 日まで